

船舶インシデント調査報告書

令和5年10月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和5年3月12日 07時50分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山市田倉 ^{たくら} 崎南西方沖 田倉崎灯台から真方位212° 560m付近 （概位 北緯34° 15.6′ 東経135° 03.5′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{みちほ} 海鑄は、航行中、船外機を停止後、始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年4月6日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 海鑄、5トン未満（長さ6.15m） 250-15258和歌山、株式会社海鑄 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力66.20kW、回転数毎分5,500、4気筒、ボア75mm、使用燃料ガソリン、機関製造年月日不詳、昭和63年7月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、親族2人を乗せ、釣り場へ向けて航行中、船長が、船外機から白い煙のようなものが出ているのを認め、船外機を停止して漂泊した。</p> <p>船長は、漂泊した場所が岩場に近く、本船が流されて座礁するおそれを感じたので、118番通報して救助を要請した。</p> <p>船長は、救助を待つ間、船外機を始動してもすぐに停止するので、船外機の状態を確認したところ、検水口から冷却海水が排出されていないことを認め、船外機の始動を諦めて救助を待つこととした。</p> <p>本船は、来援した巡視艇により和歌山市所在の棧橋にえい航された。</p> <p>整備業者は、本インシデント後、本船の船外機を点検したところ、冷却用海水ポンプのゴム製インペラ（以下「本件インペラ」という。）が破損して、冷却海水量が不足し、船外機が過熱して運転できなくなっていたことを確認し、船長が見た白い煙のようなものは、冷却用海水管内の海水が蒸発した際の水蒸気であろうと思った。</p> <p>整備業者は、船舶所有者が本船を中古で購入した令和4年9月に依頼を受けて船外機を整備した際、本件インペラがいつ交換されたもの</p>

	<p>か分からなかったが異常のないことを確認していた。</p> <p>船長は、出航前に船外機から冷却海水が排出されていることを確認したが、本件インペラは、整備業者による船外機の整備が令和4年9月に行われていたので大丈夫と思い、自身で点検していなかった。</p>
分析	<p>本船は、船長が、出航前に船外機から冷却海水が排出されていることを確認したが、整備業者による船外機の整備が令和4年9月に行われており、本件インペラの点検を行わずに航行していたところ、本件インペラが経年劣化により破損したことから、冷却海水量が不足し、船外機が過熱して運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、船長が、出航前に船外機から冷却海水が排出されていることを確認したが、整備業者による本船の船外機の整備が令和4年9月に行われており、本件インペラの点検を行わずに航行していたところ、本件インペラが経年劣化により破損したため、冷却海水量が不足し、船外機が過熱して運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、機関のゴム製インペラの点検を定期的に行い、必要に応じて交換すること。